

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、7の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 常盤真功及び石見和之 を除斥しました。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 都市局定期監査結果報告書
- 4 建設局定期監査結果報告書及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 上下水道局定期監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書
- 7 議会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 都市局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

都市局

公共建築部

住宅課、営繕課

市街地整備部

区画整理課、姫路駅周辺・阿保地区整備課、区画整理補償課

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年2月4日から同年5月30日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 市営住宅及び再開発住宅使用料収入関係事務（住宅課）

イ 市営住宅目的外使用料収入関係事務（住宅課）

ウ 店舗等使用料収入関係事務（住宅課）

エ 住宅建設等資金貸付金元利収入関係事務（住宅課）

オ 特定空家等行政代執行経費弁償金収入関係事務（住宅課）

カ 市営住宅及び再開発住宅不正入居損害賠償金収入関係事務（住宅課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。

早期徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務

ア 姫路市営豊沢住宅揚水ポンプ更新工事及び姫路市営小坂住宅高架水槽補修工事契約事務（住宅課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、緊急に発注する必要があるため一者随意契約により業者を選定しているが、一者随意契約理由書の故障の内容が実状と違い、故障の内容が異なる他の軽工事の理由を引用していた。故障の内容を理解し、適切な理由を記入されたい。

(3) 公有財産の得喪、管理に関する事務（区画整理補償課）

この事務について関係書類を調査したところ、復興土地区画整理事業用地の一部で不法占拠状態が継続していた。

不法占拠状態の早期解消に努められたい。